

物品購入契約書（案）

- 1 物品等の表示 焼却灰運搬車の購入
2 数 量 1台
3 物品等の内容 末尾記載の仕様のとおり
4 納入場所 石川県輪島市門前町原1の15番地1
5 納入期限 令和 年 月 日
6 契約金額 金 円

（うち消費税及び地方消費税の額 円）

項 目	単 価	消 費 税	金 額
車両本体価格	円	円	円
付属品	円	円	円
自動車重量税	円	—	円
自賠責保険料	円	—	円
リサイクル法関連費用	円	—	円
計		円	円

- 7 契約保証金額 契約金額の100分の10以上とする。

上記物品を納入するにあたり、発注者 輪島市穴水町環境衛生施設組合 と 受注者とは、次の条項により契約を締結する。

第1条 受注者は、頭書の金額をもって、頭書の納入場所及び納入期限までに頭書の物品を納入しなければならない。

第2条 受注者は、物品を納入しようとするときは発注者に通知し、発注者は、納入を受けた日に受注者の立会の上検査を行い、検査に合格したときは、物品の引渡しを受けるものとする。

2 物品が検査に合格しなかったときは、受注者は遅滞なくこれを是正改善して発注者の検査を受けなければならない。

第3条 物品の納入に要する費用は受注者の負担とする。

第4条 受注者は、第2条の規定による検査に合格したときは、所要の手続きに従って、発注者に対して契約代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の請求があったときは、その日から30日以内にこれを支払わなければならない。

第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。ただし、発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

第6条 受注者は、その責に帰することのできない事由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、発注者に対して遅滞なく事由を付して納期の延長を求めることができる。ただし、延長の日数は発注者受注者協議の上定めるものとする。

2 受注者の責に帰する事由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して納期を延長することができる。

3 前項の損害金は、契約金額から既に納入した物品に相応する契約代金相当額を控除した額に対し、延滞日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。

第7条 発注者の責に帰する事由により第4条第2項の規定による代金の支払いが遅れた場合には、受注者は、発注者に対して遅延日数1日につき契約金額に対する年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

第8条 発注者は、次の各号の一に該当する事由があるときは契約を解除することができる。

(1) 受注者の契約違反によって契約の目的を達することができないとき。

(2) 受注者の責に帰する事由により納入期限内に納入する見込みのないことが明らかに認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、既納入部分で検査に合格したものは発注者の所有とし、発注者は、当該部分に対する契約金額相当額を支払わなければならない。

第9条 受注者は、発注者の契約違反によって物品を納入することが不可能となったときは契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

第10条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて発注者受注者協議の上定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

発注者 石川県輪島市門前町原1の15番地1
輪島市穴水町環境衛生施設組合
組合長 坂口 茂

受注者

(物品等の内容)

車名等 ○○○○○○○○○○

車体色 ○○○○○○

付属品等 標準工具、エアコン、FM/AMラジオ、運転席・助手席エアバック
フロアマット(フロント・リア・荷室)、パワーステアリング、パワーウィンドウ、
運転席・助手席エアバック、運転席・助手席ドアサンバイザー
ナンバーフレーム(前後)、国産スタッドレスタイヤ・ホイールセット(4本)、
寒冷地仕様